

## 郡山市Park-PFIフォローアップ委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市公園に民間の優良な投資を誘導し本市の財政負担を軽減しながら、都市公園の質、利便性及び魅力の向上による市民ニーズに対応した快適な都市空間を提供することを目的とし、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2から第5条の9までの規定による制度や官民連携（PPP/PFI）手法を併用する事業（以下「Park-PFI事業」という。）の活用、推進等に関し、有識者の意見を聴くことを目的として、郡山市Park-PFIフォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の役割)

第2条 委員会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) Park-PFI事業の活用及び導入計画に関すること。
- (2) Park-PFI事業の実施及び変更に関すること。
- (3) Park-PFI事業の運営評価及び改善に関すること。
- (4) Park-PFI事業の推進に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

### (委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、5人以内とし、Park-PFI事業について優れた識見を有する者のうちから市長が依頼する。

2 委員への依頼期間は5年以内とする。

3 委員会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、座長が進行する。

3 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市構想部公園緑地課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。